

重要事項説明書

記載内容

本書面は、お客さまが東部ガス株式会社(以下「当社」)に電気需給契約(低圧)をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を小売りする時の需給条件等の主な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

当社は、東北電力株式会社(小売電気事業者登録番号 A0268)との取次委託契約により、東北電力が供給する電気を販売し、本契約のお手続きおよびご説明は、当社が行います。

ご使用開始のお申し込み方法

次の事項を明らかにして、当社所定の様式により当社支社事業所、インターネットもしくは FAX 等でお申し込みいただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話によるお申し込みを受け付けることがあります。

契約メニュー、需給地点、需要場所(供給地点特定番号を含む)、供給電圧、契約電流、契約容量、用途、使用開始希望日、料金の支払い方法

ご契約内容の確認

- ・ 本契約は、当社とガスのご契約をいただいているお客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に成立し、解約されるまで継続します。
- ・ ご契約いただく内容(電気料金メニューや契約アンペア等)(契約電流[A]、契約容量[kVA])は、お申し込み完了時にお送りするメールをご確認ください。
- ・ 東部ガスのガスをご契約いただいているお客さまが、東部ガスでんきシンプルまたは東部ガスでんきバリューをご契約いただき、かつ、ガスと電気の料金を合算してお支払いいただく場合を、お申し込みの条件とし、電気需給約款付帯条項【ガスと電気のセット割引サービス】を適用いたします。
- ・ 電気料金メニュー適用期間は以下の通りです。
「東部ガスでんきシンプル」「東部ガスでんきバリュー」

需給開始予定日

- ・ 需給開始日は、需給開始後に改めて書面にてお客さまにお知らせいたします。
なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。
※お申し込み時のお客さま情報に誤りがある場合やお申し込みの内容や状況により、所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、以下の通り

に需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。

供給電圧および周波数

- ・ 当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。(供給電圧 100V/200V/100V および 200V)
- ・ 周波数は 50Hz とします。

契約電流および契約容量の決定方法

契約電流または契約容量は、お客さまが適用を受ける料金メニュー定義書の定めにもとづき、原則として次のいずれかにより決定いたします。

- ・ 契約電流により定める場合
10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアの中から、当社が料金メニューに応じて定義書で指定するものうちいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。また、一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けいたします。
- ・ 契約主開閉器の定格電流により定める場合
契約主開閉器の定格電流にもとづき約款等に定める算定方法により算定した値といたします。

電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法など

- ・ 当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を検針日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金の計算方法は「電気料金メニュー定義書」をご確認ください。
- ・ 当社は、需給契約の開始または廃止により、使用期間が 1 月に満たない場合、日割計算して電気料金を請求します。

電気料金のお支払方法

- ・ ガスと電気を合算してお支払いいただきます。電気料金は、電気の検針日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求しますので、ガス料金と同じ方法でお支払いいただきます。

お客さまからのお申し出による契約の変更および解約

- ・ 下記の【契約のお申し込み、お問い合わせ、ご相談】までご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合は、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。

その他需給に関わる費用

- ・ 需給開始等にともない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り、算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法につきましては別途当社からご案内します。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など、一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様にお客さまへ請求します。

電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い

(1)次のいずれかに該当する場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。

- ・ 引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ・ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3)お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者または登録調査機関へ通知していただきます。

当社からの契約の変更および解約

- ・ 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正、社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、「電気需給約款」や「電気料金メニュー一定義書」および「付帯メニュー一定義書」を変更する場合があります。その場合にはあらかじめ当社ホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
- ・ 当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とガスの契約を解約した場合、原則として、電気需給契約を解約します。この場合の電気需給契約の解約日は、原則として、ガスの契約の解約日と同日といたします。
- ・ お客さまと当社とのこれまでの契約状況(お支払い状況含む)により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・ その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給契約に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し、電気を使用されていないことが明らかな場合等には、当社は本契約を終了することがあります。

オプションサービスの提供

- ・ 当社は、お客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスを利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。オプションサービスの内容(適用条件・適用期間等)については、その変更や中止など含めて当社ホームページ等でお知らせします。

その他

- ・ 現在ご契約中の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。現在の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- ・ 現在の小売電気事業者との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される方については、下記の【契約のお申し込み、お問い合わせ、ご相談】までお問い合わせください。
- ・ お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

- ・ 本書面記載事項の詳細については、「電気需給約款」「電気料金メニュー定義書」および「付帯メニュー定義書」をご確認ください。

【契約のお申し込み、お問い合わせ、ご相談】

- ・ **東部ガス株式会社秋田支社**
〒010-0029
秋田県秋田市櫛山川口境 1 番 1 号
電話番号 018-832-6595 FAX 018-832-2116
- ・ **東部ガス株式会社福島支社**
〒963-8001
福島県郡山市大町 2 丁目 17 番 4 号
電話番号 024-932-3333 FAX 024-939-0848
- ・ **東部ガス株式会社福島支社 平事業所**
〒970-8026
福島県いわき市平字佃町 3 番地
電話番号 0246-25-8226 FAX 0246-25-4544

各支所の営業時間

平日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

夜間、土日祝祭日のお問い合わせは、翌営業日以降のご対応となる場合がございます。

予めご了承ください。